# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	重度心身障害者医療費助成に関する事務 基礎項目評 価書

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鳴沢村は、重度心身障害児者医療費の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

### 評価実施機関名

鳴沢村長

### 公表日

令和7年3月24日

[令和6年10月 様式2]

#### I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	重度心身障害者医療費助成に関する事務				
②事務の概要	・鳴沢村重度心身障害者医療費助成条例及び施行規則に基づき、鳴沢村重度心身障害者医療費助成事務を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。 ①受給資格の確認(新規・変更・更新) ②申請書等の受理 ③受給者証の交付(新規・変更・更新・再交付) ④助成金の交付(現物給付:審査支払機関等へ支払、償還払い:受給者等へ支払) ⑤医療費請求情報の審査、指定医療機関との過誤調整 ⑥高額療養費の代理申請・受領、本人求償 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報 提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。				
③システムの名称	福祉総合システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、EUCシステム				

#### 2. 特定個人情報ファイル名

重度心身障害者医療費助成に関する情報ファイル、住登外者宛名番号管理関係ファイル

#### 3. 個人番号の利用

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律 第27号) 第9条第2項

鳴沢村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第23号)第4条第1項及び第2項並びに別表第1及び別表第2

#### 法令上の根拠

鳴沢村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則(令和6年規則第7号)第2条第1項第3号、第3条第1項第3号

番号法第19条第9号

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号に基づく特 定の個人情報の提供に関する規則(平成28年個人情報保護委員会規則第5号)第2条

#### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[  実施する	1	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定	
②法令上の根拠	鳴沢村行政手続に の利用及び特定個		国人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号 に関する条例	
	番号法第19条第2項に基づく条例			
	番号法第19条第9号	<del>-</del>		

#### 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	福祉保健課
②所属長の役職名	福祉保健課長

#### 6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求						
請求先	福祉保健課 山梨県南都留郡鳴沢村1575 電話 0555-85-3081					
8. 特定個人情報ファイルの	り取扱いに関する問合せ					
連絡先	福祉保健課 山梨県南都留郡鳴沢村1575 電話 0555-85-3081					
9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した						
適用した理由						

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人以上1万人未満 ]		]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
	いつ時点の計数か	令和	17年2月13日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情報	報ファイル取扱者数は500人以上か	[	500人未満 ]		<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	7年2月13日 時点			
3. 重大事故						
	Rに、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	[	発生なし ]		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

## Ⅲ しきい値判断結果

### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

### Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類						
	項目評価書	]	3) 基礎項目評価書				
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載 されている。							
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)							
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	3 ]	<選択肢> 1)特に力を入れてし 2)十分である 3)課題が残されてし				
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[  十分である	3 ]	<選択肢> 1) 特に力を入れてし 2) 十分である 3) 課題が残されてし				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[  十分である	5 ]	<選択肢> 1) 特に力を入れてし 2) 十分である 3) 課題が残されてし				
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		]	]委託しない			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である	3 ]	<選択肢> 1)特に力を入れてし 2)十分である 3)課題が残されてい				
5. 特定個人情報の提供・移転	〒(委託や情報提供ネッ	トワークシステム	を通じた提供を除く。) [	]提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[   十分である	5 ]	<選択肢> 1) 特に力を入れてし 2) 十分である 3) 課題が残されてし				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [	]接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	3 ]	<選択肢> 1) 特に力を入れてし 2) 十分である 3) 課題が残されてし				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[  十分である	<b>3</b> ]	<選択肢> 1) 特に力を入れてし 2) 十分である 3) 課題が残されてし				

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業			[ ]人手を介在させる作業はない			
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	し、十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	また、特定個人情報の入手は生するリスクへの対策を講じがバメントクラウド移行作業に ①データ抽出・テストデータタ・特定個人情報ファイルの耳る。 ・作業者は範囲を超えた操・移行以外の目的・用途ででは、不正使用ジャインターへの閉域が、中タセンターへの閉域が外の記み取りを防い。 ③テストデータ・特定個人情報を含むデータ・特定個人情報を含むデータ・特定個人情報を含むデーターを開く	にあたっ。 時にあたっ。 時になびを 性のないですが、 性のないですが、 になびををしている。 になびををできるできる。 はいいいのですが、 にはいいいのですると を行ると はいいいのですると はいいいのですると はいいいのですると はいいいのですると はいいいのですると はいいいのですると はいいいのですると はいいいのですると はいいいのですると はいいいのですると はいいいのですると はいいいのですると はいいいのですると はいいいのですると はいいいのですると はいいいのですると はいいいのですると はいいいいのでする はいいいいのでする はいいいいのでする はいいいいのでする はいいいいのでする はいいいいのでする はいいのでする はいいのでする はいいいのでする はいいいのでする はいいのでものでする はいいのでものでものでものでものでものでものでものでものでものでものでものでものでもの	でうえで記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。4情報又は住所を含む3情報を必ず確認し、人為的なミスが発生力を対しては、以下を講じている。な投入に関する作業者の権限管理の管理者IDを発行し、必要最小限の権限及び数に制限していようシステム的に制御している。しないよう、作業者に対して周知徹底を行っている。 認した上で破棄し、破棄日時・破棄方法を記録している。業を行う場合は、本村のネットワークから利用しているPN接続を行いセキュアな専用線による接続を行うことで  小限のテストデータのみを生成している。 アド内の閉域環境内でテストを実施することでセキュリティで実施している。			

9. 監査	
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・	<b>啓発</b>
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 [ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	[9) 従業者に対する教育・啓発  <選択肢>  1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策  2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策  3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策  4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策  5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)  6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策  7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策  8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策  9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢>
判断の根拠	鳴沢村特定個人情報等の取扱いに関する管理規程及び鳴沢村特定個人情報等の取扱いマニュアルに基づき、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員等は教育研修を受講している。各研修において受講確認が行われ、未受講者に対して再受講の機会が付与されており、関係する全ての職員が研修を受講するための措置が講じられている。このことから、教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月19日	I 関連情報 1③システムの名称	福祉総合システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	福祉医療システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	事後	
平成31年2月19日	Ⅱしきい値判断項目 1いつの時点の係数か	_	平成31年2月19日時点	事後	
平成31年2月19日	IIしきい値判断項目 2いつの時点の係数か	_	平成31年2月19日時点	事後	
平成31年2月19日	Ⅳ リスク対策	_	新様式への変更に伴い、「IV リスク対策」について追加	事後	
令和3年9月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 II しきい値判断項目 1. 対象者人数	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成25年5月3 1日法律 第27号)第9条第2項 鳴沢村行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律に基づく 個人番号 の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 鳴沢村行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律に基づく 個人番号 の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 引力を認知する。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第2項鳴沢村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例番号法第19条第2項に基づく条例鳴沢村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事前	デジタル社会の形成を図る為の関係法律の整備に関する 法律令和3年9月1日施行による条項号ズレによる修正。
	2. 取扱者数 いつ時点の計数か 平成31年	平成31年2月19日時点	番号法第19条第9号 令和3年6月22日時点		
	I 関連情報 9. 規則第9条第2項の適用		新様式への変更に伴い、「9. 規則第9条第2項 の適用」について追加	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	の番号の利用等に関する法律(平成25年5月3 1日法律弟27号) 第9条第2項 鳴沢村行政手続における特定の個人を識別す	鳴沢村行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律に基づく 個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関	事後	
	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断根拠		十分である 申請者からマイナンバーの提供を受け、そのう えで記載されたマイナンバーの真正性確認を 行っている。また、特定個人情報の入手にあ たっては、4情報又は住所を含む3情報を必ず 確認し、人為的なミスが発生するリスクへの対 策を講じている。	事後	様式変更に伴う記載内容追加
	IV リスク対策 11. 最も優先 度が高いと考えられる対策当 該対策は十分か 判断の根拠		鳴沢村特定個人情報等の取扱いに関する管理 規程及び鳴沢村特定個人情報等の取扱いマニュアルに基づき、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員等は教育研修を受講している。各研修において受講確認が行われ、未受講者に対して再受講の機会が付与されており、関係する全ての職員が研修を受講するための措置が講じられている。このことから、教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。	事後	様式変更に伴う記載内容追加
令和7年2月13日	IIしきい値判断項目 1.対象 人数 いつ時点の計数か	令和3年年6月22日 時点	令和7年2月13日 時点	事前	ガバメントクラウド上への副本 データ移行(本番データ移行) 前のしきい値及びリスク対策 等の再評価
令和7年3月24日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	福祉総合システム、団体内統合宛名システム、 中間サーバー	福祉総合システム、団体内統合宛名システム、 中間サーバー、EUCシステム	事前	同上

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月24日	1. 特定個人情報ファイル名	重度心身障害者医療費助成に関する情報ファ イル	母子保健事業ファイル、住登外者宛名番号管 理関係ファイル	事前	同上
令和7年3月24日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断根拠		ガバメントクラウド移行作業時におけるリスクに対する措置としては、以下を講じている。 ① データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者の権限管理・特定個人情報ファイルの取扱権限を持つ管理者IDを発行し、必要最小限の権限及び数に制御している。・移行以外の目的・用途でファイルを複製しないよう、作業を了後は、不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄力に制御している。・少ステム間でのデータ転送により移行作業を行う場合は、本村のネットワークから利用している。データセンターへの閉域網回線によるVPN接続を外部からの読み取りを防止している。・シストデータ・特定では、必要最小限のテストデータのみを生成している。・特定のチェットワークもしくはガバメントクラウド内の閉域環境内でテストを実施することでセキュリティを担保している。 ④ 相互牽制・移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施している。	事前	同上